

登記手続案内は**予約制**です

法務局では、登記申請を予定している皆様に電話、ウェブ及び窓口による手続案内を**予約制**で行っております。

登記手続案内を希望される方は、事前に電話又は窓口でご予約をお願いします（ウェブ手続案内の予約は、下記*を参照下さい。）。

予約なしで来庁されたお客様につきましては、対応いたしかねますので、誠に申し訳ありませんが、予約をお取りいただいた上でご利用いただきますようお願いいたします。

おって、予約をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡をお願いします。

登記手続案内予約のお問合せ先

《不動産登記の手続案内》

庁名	電話番号	手続案内の曜日	所 在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス②)	月～金	甲府市丸の内一丁目1番18号 (甲府合同庁舎6階)
鰍 沢 支 局	0556-22-0148	火	南巨摩郡富士川町鰍沢1760番地1 (富士川地方合同庁舎4階)
大 月 支 局	0554-22-0799	水	大月市御太刀二丁目8番10号 (大月地方合同庁舎)
韮 崎 出 張 所	0551-22-0370	月・木 ※窓口での対応は木のみ	韮崎市本町四丁目3番2号
吉 田 出 張 所	0555-22-0025	水・木 ※窓口での対応は木のみ	富士吉田市上吉田三丁目9番13号

《会社・法人登記の手続案内》

庁名	電話番号	手続案内の曜日	所 在
甲府地方法務局	055-252-7151 (音声ガイダンス③)	木・金	甲府市丸の内一丁目1番18号 (甲府合同庁舎6階)

*登記手続案内の時間帯等の詳細は、手続案内を希望する法務局に直接お問い合わせください。
(手続案内のご利用につきましては、いずれの登記所でも差し支えありませんが、最終的に申請書類を提出していただくのは、対象となる不動産(会社・法人)を管轄する登記所 に限りますのでご注意ください。)

*ウェブによる登記手続案内も行っております。詳しくは、当局HP「ウェブ登記手続案内予約方法など」(https://houmukyoku.moj.go.jp/kofu/page000001_00187.html)を御覧下さい。



〒400-8520
山梨県甲府市丸の内一丁目1番18号
甲府地方法務局登記部門
TEL (055) 252-7151 (音声ガイダンス②)

登記手続案内をご利用のみなさまへ

完全予約制ですので、手続案内を利用される場合は、必ずあらかじめ予約をお願いします。



ご利用は20分以内

1回のご利用は、20分以内です。
20分を過ぎると、後の利用者の案内に支障が出てしまいますので、案内の途中で終了します。
また、予約時間を10分以上経過しても電話に出られなかった場合又は来庁されなかった場合はキャンセル扱いとさせていただきます。



記載例等を準備してください

可能な限り、あらかじめ法務局ホームページに掲載されている申請書等の記載例を準備してください。
インターネット環境がない場合は、窓口で記載例を入手していただくか、宛名を記載した返信用封筒(切手貼付)を送付していただければ、申請書等の記載例をお送りします。



事前審査・法的判断はできません

手続案内では、申請書等の一般的な記載事項や添付すべき書類等について案内させていただきますが、申請前の書類に不備がないか審査することはできません。
また、登記の前提となる登記原因の事実、契約などの法律行為の有効・無効の判断や法的な助言をすることもできませんので、この関係は法律専門家にお尋ねください。
最終的な申請の適否の判断は、申請書類提出後に権限ある登記官が行います。



ご自身で作成してください

申請書等は、記載例と手続案内等を参考に yourself で作成していただきます。
作成にあたっては、正確な申請を行っていただくために、あらかじめ登記事項証明書を取得するなどして実際の登記の状態を確認した上で行うようにしてください。



申請資格のない方お断り

申請人本人(親族・従業員)のご利用に限ります。本人確認をしていますので、ご協力ください。
法令上代理申請を行う資格のない方(税理士、行政書士、委任状のない代理人等)は、お断りします。
※資格者代理人は書面照会をしてください。



補正の可能性あり

登記手続案内は、**全ての内容の適合性・登記の完了を保証するものではありません。**
申請書提出後、登記官が行う審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もあります。



専門家に相談したい場合

山梨県司法書士会
☎ 055-253-6900

山梨県土地家屋調査士会
☎ 055-228-1311

※一人でも多くの方にご利用いただけるよう努めております。ご協力をお願いいたします。